



第9回営業秘密官民フォーラム（2023年6月28日）

最近の事例を踏まえた 営業秘密管理のポイント

弁護士知財ネット

理事長 弁護士 林 いづみ

民事差止・損害賠償認容事件

ラベラー事件 (東京地判令和3年6月4日・平27(ワ)30656号・不正競争行為差止等請求事件(確定))

事件の概要

- 原告（容器にラベルを貼付する自動包装機械（ラベラー）の設計・製造・販売）の経営方針等に不満を抱いていた営業本部長の被告Y6らが競業会社・被告I社（被告K社のグループ会社）に転職
- 被告Y6は、原告従業員に対し被告I社への転職の勧誘をして、被告Y7（元営業担当）、被告Y8（元包装機器営業部課長）、被告Y9（元包装機器営業部）、被告Y10（元設計部次長）、被告Y11（元設計部）及び被告Y13（元製造部組立課長の6名を被告I社に転職させた（原告の従業員：124名）
- 転職に当たり、正当なアクセス権限を付与されている者が営業秘密を取得（その後、開示）（4号と7号のいずれが適用されるかが争点となった）
- 原告は、刑事告訴後、被告I社、K社、K社の取締役Y2、I社の取締役Y4、及び副社長Y5、並びに転職したY6らに対し、営業秘密侵害を理由とする差止め及び損害賠償請求訴訟を提起
- 訴訟においては、原告において秘密管理の措置を潜脱する従業員がいたという実態や、取得開示された営業秘密の一部が使用されなかった場合の損害額の算定方法、転職勧誘と不法行為責任、取締役の任務懈怠（会社法429条）なども争点となった

民事差止・損害賠償認容事件

ラベラー事件 (東京地判令和3年6月4日・平27(ワ)30656号・不正競争行為差止等請求事件(確定))

時系列 (判旨から)

日時	できごと
平成22年12月13日	被告I社、被告K社の出資を受けて被告K社のグループ会社となる
平成25年7月22日	被告Y6 (元営業本部長) が原告から被告I社に転職
平成25年8月26日	被告Y7 (元営業担当) が原告から被告I社に転職
平成25年11月1日	被告Y10 (元設計部次長) が原告から被告I社に転職
平成25年11月18日	被告Y11 (元設計部) が原告から被告I社に転職
平成26年1月6日	被告Y13 (元製造部組立課長) が原告から被告I社に転職
平成26年3月3日	被告Y12 (元設計部、平成25年12月に原告退職) が被告I社に転職
平成26年5月21日	被告Y9 (元包装機器営業部) が原告から被告I社に転職
平成26年6月2日	被告Y8 (元包装機器営業部課長) が原告から被告I社に転職
平成26年9月16日	神奈川県警本部が被告I社を捜索・差押え
平成27年3月10日～	原告が横浜地検に、Y6、Y10、Y11、Y12、I社を告訴 (その後、いずれも猶予付き判決・I社は従業者の行為について22条1項、21条1項7号該当により罰金1400万円)
平成27年9月1日	被告I社に対する証拠保全決定 (東京地裁平成27年 (モ) 第383号)
平成27年9月10日	原告が被告I社内の検証手続に立会い
令和3年6月4日	東京地裁において判決言渡し

判決のポイント

1. 本件データ（過去の製品の設計図面のCADデータと原価計算データ）の**秘密管理性**：刑事事件判決の事実認定を前提として、**アクセス権限の設定はされていたが、秘密管理措置を潜脱する従業員が存在し、印刷や私物記録媒体持ち込みに関するルールがない場合にも秘密管理性を認めた。**
2. **正当なアクセス権限を付与されていても、転職先業務に使用するために複製・持ち出す態様による情報の「取得」は、不競法2条1項4号に該当する。**
3. 不正取得したHDDを**転職先（I社）の自らの机内に保管していた場合にもHDDに複製された本件情報の転職先への「開示」（4号）該当。**
4. **不正開示の共謀が、①認められる転職者については、共謀による共同不法行為として転職先の受注案件における、不正取得した営業秘密の使用（4号）を、②認められない転職者については、不正開示行為介在を知って使用（8号）を認定。**
5. **転職先（I社）は、入社後の転職者の不正開示・不正使用行為に対する限度において使用者責任を負う**
 - 1) 入社後の行為についてはI社の**事業執行性**を認定
 - 2) I社自身の不正競争行為・不法行為について、**使用者責任とは別に実行行為者又は共謀者としての責任**を認めるに足りる証拠はない

6. 転職先（I社）に、データ使用の禁止、使用した機械の製造販売の禁止、複製等の破棄、および損害賠償（転職者と連帯）を命じる

- 1) 不正取得・開示されたが使用されていない営業秘密の「不正開示」の対価（5条3項3号）はインカム・アプローチで計算（3724万円）

【判決別紙5】

【別添別紙5】

実施料率(③)	10%				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
(a) H25.10-H26.09の受注高	156,201,000	156,201,000	156,201,000	156,201,000	156,201,000
(b) 不正使用と重複する部分	156,201,000	115,000,000	0	0	0
(c) 計算上の想定売上高((a)-(b))	0.000	41,201,000	156,201,000	156,201,000	156,201,000
(d) 実施料相当額((c)×③)	0	4,120,100	15,620,100	15,620,100	15,620,100
(e) 割引率(④)	0.953	0.867	0.788	0.716	0.651
(f) 割引現在価値((d)×(e))	0	3,571,237	12,308,414	11,189,467	10,172,243
割引現在価値の合計	37,241,361	(単位:円)			

* なお、上記(e)は、「n年目の割引率」を「 $1/1.1^{(n-0.5)}$ 」で計算したものであるが、表中では小数点下3桁のみを記載している。そのため、単純に表中の(d)の値と(e)の値を乗じても(f)の値にはならない。

- 2) 営業秘密の使用による利益（5条2項）は限界利益で計算（受注額－部品費＝約1.4億円）

* 被告は寄与度による計算を主張したが、判決は、本件データの有用性の数値化は困難であるとして認めず。

* むしろ、被告らがデータを転職先に持ち出したうえ実際に使用したという事実はデータの有用性（試行錯誤することなく事業を早期に展開することが可能）を示すものとして、周知慣用技術や市販データを利用部分があっても覆滅を認めず。

刑事無罪事件

(名古屋地裁 令和4.3.18平成29(わ)427 確定)

事件の概要

- 被告人 A 及び C の2名
B 社の従業員であったが、B 社の営業秘密を不正に開示したとして、営業秘密侵害罪（役員等背任罪、不正競争防止法21条1項5号）で起訴された
- 打合せにおいて、口頭及びホワイトボードへの記載によって不正開示が行われたという被疑事実
- 被告人 A は、B 社在職中に O 社を設立。被告人 C は B 社在職中に O 社から金員を授受。
- 裁判所は、**非公知性及び故意責任を否定**、図利加害目的を肯定
- 営業秘密保有者性も争点となった

刑事無罪事件

(名古屋地裁 令和4.3.18平成29(わ)427 確定)

日時	できごと
平成10年10月頃	B社、プロジェクトを立ち上げ
平成11年3月	B社、J S Tの補助金を得て、開発を行い、装置の開発を目指す 技術本部電子・磁性部長Aは、責任者として従事
平成12年11月頃	B社、装置（1号機）の開発に成功。なお、1号機の製作等は、F株式会社に依頼
平成13年10月4日	J S Tが開発成功を認定
平成15年12月頃	B社、1号機を改良した2号機の製作等をF社に依頼。その後、2号機の開発に成功
平成18年10月頃	B社、1号機、2号機を大幅に改良した3号機の製作をF社に依頼。その後、3号機の開発に成功
平成22年頃	D社が別の装置を製作
平成22年6月 ～平成24年6月	A、B社のセンサ事業を所管する専務取締役に就任
平成24年6月	A、専務取締役を退任してB社の技監に就任 C、B社生技・製造本部第3生産技術部の部長に就任
平成24年9月	A、O社を設立

日時	できごと
平成25年2月5日	B社の常務取締役Pが、L（F社の従業員）に対し、被告人両名からの装置の見積依頼はB社からの正式なものではないので見積りを出すのは止めてほしい旨を発言
平成25年6月まで の間に	A、B社の技監でなくなる
平成25年3月5日	B社本社S工場における打合せにおいて、Iら（B社の従業員）がE（D社の従業員）に対し、電磁品事業本部の本部長はPであることを述べ、前任者である被告人両名は経営方針等で意見が食い違っているため、前任者から話があっても極力関わらないよう求めた
平成25年4月9日	A及びC → E（D社の従業員） 工場会議室のホワイトボードに図示する方法でB社の営業秘密を不正開示？
平成25年5月9日	A、Eとの間で、発注者をO社とする内容の「打合せ覚へ」を取り交わす
平成25年11月頃	D社が、O社に対し、完成した装置を納品。J大学に設置された。
平成25年12月まで の間に	C、B社生技・製造本部第3生産技術部の部長でなくなる
平成26年2月頃	C、O社との間で、設計委託契約を締結
平成26年1月～3月	C、O社から合計200万円を受領

判決のポイント

1. ホワイトボードに記した情報のうち「検察官主張工程（ア～キ）」と共通する部分である「本件実開示情報」が、「営業秘密」に該当するかを検討。**非公知性要件を否定→営業秘密該当性なし→被告人両名は無罪**

「被告人両名が説明した情報は、アモルファスワイヤを基板上に整列させる工程に関するものではあるが、bのワイヤ整列装置の機能・構造、同装置等を用いてアモルファスワイヤを基板上に整列させる工程と大きく異なる部分がある。また、本件実開示情報は、アモルファスワイヤの特性を踏まえて基板上にワイヤを精密に並べるための工夫がそぎ落とされ、余りにも抽象化、一般化されすぎていて、一連一体の工程として見ても、ありふれた方法を選択して単に組み合わせただけのもにとどまるので、一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえない。そうすると、本件実開示情報は、非公知性があるとは認められない。」

*ア～キは極めて単純化された工程の整理。判決は冒頭に、「なお、検察官は検察官主張工程の範囲を超えて、bの保有するワイヤ整列装置の構造、工程の細部に至る立証はしない、と明示している」と記載。

*判決は秘密管理性、有用性は認めている。

←営業秘密保有者の保有する情報のうち検察官が特定したものについて営業秘密該当性を検討したうえで、実際に開示された情報がそれと異なるのであれば、別途「使用」「開示」に該当するか検討されるべきか？

2. 営業秘密に該当しないと認識していた→故意責任を否定

「仮に、本件実開示情報がbの営業秘密であると認められるという見解を採り、被告人両名の行為が客観的には営業秘密開示行為に該当するという見解を採ったとしても（この仮定は、当裁判所の見解ではない。）、被告人両名において、本件打合せでeに説明した情報について、bの営業秘密に該当しないと考えていた疑い残り、そのように考えたことについて、相当な理由があるといえることなどからすると、被告人両名について故意責任を問うことはできない。」

←故意が阻却されない「法律の錯誤」（刑法38条3項）の問題か？

- 👉 管理対策：日常体制＋節目調査（社内SWAT）
- 👉 捜査機関に対する早期相談 / 専門調査会社による証拠確保

実務上の壁

1. 刑事手続の課題

（１）被告会社に対する刑事捜査による証拠収集の限界

→ 被告会社による「取得」の証拠と「使用」の証拠

→ 被告会社の転職者などの行為に対する使用者責任と自身の不正競争行為・不法行為の捜査対象は別？（転職者個人の不競法21条I③領得・④開示が起訴されても開示を受けた転職先の⑦開示・使用は嫌疑不十分・起訴猶予が多い）

（２）警察・検察に「営業秘密」をどう理解してもらうか（「捜査の秘密」の壁。刑事事件としては対象を絞っても同じ1件）

2. 民事訴訟における証拠収集の困難さは相変わらず

（１）被告会社による「取得」

（２）被告会社による「使用」

不競法5条の2（使用推定）を適用した判決はまだない。

侵害立証のための文書提出命令はほとんど認められていない。

（３）損害の立証：ラベラー事件判決（使用されていない営業秘密の対価（5条3項3号）をインカム・アプローチで計算）

参考資料

弁護士知財ネット提供 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム



<https://iplaw-net.com/category/tradeseecret-mailmagazine-column>

参考資料

弁護士知財ネット提供 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム

2022年1月号以降

- 「示された」の要件について ～第1回及び第2回コラムの追っかけ
「訴訟における営業秘密保護・続きの続き」～
- 技術情報の非公知性及び有用性
- 米国企業等との取引における情報コンタミネーションリスクへの
対策
- 営業秘密の転得者の悪意又は重過失
- 東南アジアでの営業秘密保護対策
- 経済安全保障ガバナンスと営業秘密管理
- 営業秘密侵害罪について無罪とした愛知製鋼事件判決の検討